[商品概要説明書]

釧路信用金庫

クレディセゾン付住宅ローン「GREEN」

令和5年11月1日現在

	节和 5 年 11 月 1 日現住
商品名	● クレディセゾン付住宅ローン「GREEN」
ご利用	当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全てを満たす方。
いただける方	● 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。
	● 申込時満 20 歳以上、実行時満 80 歳未満(完済時年齢満 85 歳未満)の方
	(ご加入する団体信用生命保険の種類により制限がございます)
	● 安定した収入を継続して得られる見込みのある方。
	● ㈱クレディセゾンの保証を受けられる方。
	● 原則として、団体信用生命保険に加入できる方。
	● 借換の場合は、返済実績が1年以上あり、直近1年間に日数延滞を含む延滞がない方。
お使いみち	● 自己居住用物件の購入・借換等。
	(1) 自ら所有し居住する住宅(セカンドハウス、別荘含む)を建設、または購入する資金。
	(2) 自ら所有し、かつ親族居住の用に供するための住宅を建設、または購入する資金。
	(3) 上記住宅(セカンドハウス、別荘含む)購入時または借換時に増改築、リフォームをする資金。
	(4)増改築、リフォームをする資金。(ご融資金額は 500 万円以上 20,000 万円以内。)
	(5) 住宅ローン借換のための資金。
	(6) 土地(隣地、底地、家族のための隣地含む)を購入する資金。
	(7) 家具・家電等の購入資金。(住宅建設・購入時に付随する費用)
	(8) その他、住宅ローンに付随、付帯して発生する諸費用。
	(9) 現在利用中のローン・クレジット等のおとりまとめ資金。
	(金融機関、信販会社、クレジット会社等からの借入金の借換)
	(10) その他、金融機関と保証会社において協議により認めるもの。
ご融資金額	● 100 万円以上 20,000 万円以内。(1 万円単位)(累積保証金額 20,000 万円以下)
(ご融資限度)	ただし、増改築、リフォームをする資金のみの場合は 500 万円以上 20,000 万円以内。
	● 保証会社が定める担保評価額の200%以内となります。
	ただし、借地の場合は 100%以内とします(マンションを除く)
ご利用期間	● 1年以上50年以内(1ヶ月単位)とします。
	● 借換後の融資期間は、既存借入の残存返済期間に関係なく、保証会社規定の返済期間を利用できます。
ご返済比率	● 本件借入および既存借入における年間元利金返済額の年収に対する割合は、次に定める比率の範囲内で
	あるものとします。
	年間所得 コース1 コース2 コース3 コース4 コース5
	400 万円未満 30% 35% 400 万円以上 35% 40%
	100 万円以工 30% 40%

担保	● 貸付対象物件(土地および建物)に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。
1-1/	● 担保に差し入れていただいた建物に付保される火災保険には、質権を設定させていただく場合がござい
	ます。
保証人	● ㈱クレディセゾンの保証をご利用いただきますので、原則として必要ありません。
,,,,,,,,,	● ただし、次の場合は連帯保証人ないしは連帯債務者が必要となります。
	① お申込に際し所得合算した場合の合算者の方
	② 団体信用生命保険にご加入いただけない場合に法定相続人の方1名
	③ その他当金庫または㈱クレディセゾンが必要と認めた場合
保証料	● 保証料はご融資利率に含まれています。ただし、お使いみちが「別荘の購入」は、金利が上乗せになる
	場合がございます。
ご融資利率	● 固定金利選択型及び変動金利型のいずれかを選択できます。
	【固定金利選択型】
	①固定金利選択型の当初の金利が適用されるのは、選択された期間に限ります。
	②選択された期間終了後は原則として変動金利となりますが、固定金利を選択することもできます。その
	場合には当初の借入金利と異なることがあります。
	【変動金利型】
	①借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利(金庫短期プライムレートに連動
	して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変動幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられ
	ます。
	②変更後の融資利率の適用開始日
	(元利均等返済の場合)毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用
	開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。
	(元金均等返済の場合)毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、4月・
	10月の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。
上限利率の	● 変動金利を選択された場合の上限利率は年6.5%となります。
設定	上限利率には団体信用生命保険料率が別途上乗せされます。
ご返済方法	● 毎月元金均等または元利均等返済となります。
	● お借入金額の50%以内の元金については、半年毎の増額返済の併用もできます。
	● 返済額の変更 (変動金利型)
	① 融資実行日から毎年9月1日を基準日とする5回目の融資利率の見直しを行うまで、返済額の変更は
	いたしません。
	② 返済額の変更は、毎年9月1日の基準日を5回経過した後に行います。
	③ 以後毎年9月1日の基準日を5回経過する毎に新返済額を算出します。
	新返済額は「前回返済額×1.25倍」を超えないものとします。
	④元金均等返済の場合、毎回の元金返済額を変更することなく、支払う利息額を増減します。

事務手数料 55,000円 (消費税込) および担保設定手数料 22,000円 (消費税込)がかかります。 手数料 ● ㈱クレディセゾンに対して事務手数料 55,000 円 (消費税込) がかかります。 (融資実行後) ● 固定金利選択型に変更される場合、固定金利選択型手数料 11,000 円(消費税込)がかかります。 ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料 5,500 円 (消費税込) がかかります。 ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し 0.55%の割合で手数料がかかります。 団体信用 ● 原則として、団体信用生命保険にご加入いただきます。なお、保険料はご融資利率に含みます。 ● がん団信にご加入の場合の保険料は、ご融資利率に別途年 0.10%が上乗せされます。 生命保険 大婦連生を選択された場合は、一般団信 0.30%、がん団信 0.40%がそれぞれ融資利率に上乗せされます。 苦情処理措置· ●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9 時~17 時、電話:0154-23 紛争解決措置 -9020) にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東 ●紛争解決措置 京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話:011-251 -7730) の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される お客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03 -3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話011-221-3273)までお 申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能で す。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いた だけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁 護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当 該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあります。詳しくは、 東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 その他 ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございます ので、あらかじめご了承ください。

● 現在のご融資利率・ご返済額の試算、㈱クレディセゾンの保証条件、団体信用生命保険の加入条件等

については、当金庫の本支店までお問い合わせください。